

平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成27年 4 月 10 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、特別支配株主の株式等売渡請求制度が導入されるほか、社外取締役や社外監査役の社外性要件の一部緩和が行われることなどを踏まえ、適時開示事由の見直しを行うなど、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 特別支配株主の株式等売渡請求制度の新設に伴う制度整備

(1) 特別支配株主の株式等売渡請求に関し、以下の場合に適時開示を求めます。

①上場会社の業務執行を決定する機関が株式等売渡請求の承認を行うことについて決定（承認しない決定を含む。）した場合

②特別支配株主が上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をした事実又は当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定した事実が発生した場合

(2) 特別支配株主が株式の全部を取得する場合には、当該上場株券等の上場を廃止するものとします。

2. 独立役員の独立性に関する開示の見直し

10年以上前に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者について、独立役員に指定できることとし、指定する場合には、その旨及びその概要の開示を求めます。

3. その他

上場会社が置くべき機関として、既存の監査役会又は指名委員会等に加え、監査等委員会を追加する等の改正を行います。

(備 考)

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a p等

・株券上場廃止基準第2条第1項第18号の2等

・有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5) a 等

・有価証券上場規程第3条第2項第5号等

III. 施行日

平成27年 5 月 1 日から施行します。

以 上